



報道関係者 各位

平成22年2月1日

厚生労働省保険局医療課 照会先：尾崎

電話：03-5253-1111（内線3274）

03-3595-2577（直通）

診療報酬の改定率に関する報道に対する見解について

先日、一部報道において、平成22年度診療報酬の改定率に関する報道
がありましたが、これに関する厚生労働省の見解は別添のとおりです。

平成22年度診療報酬改定の改定率について

- 先日、一部報道において、平成22年度診療報酬の改定率に関して、後発医薬品の置き換え効果の精算分約600億円が、改定率の計算に盛り込まれていないことから、実質ゼロ改定である旨の報道がありました。
- 厚生労働省としては、従来から後発医薬品の使用促進、すなわち、「先発品から後発品への置き換え」による財源は、本来的に医療機関の収入とみなされるべきものの減少につながる訳ではないことから、一貫して、診療報酬改定の財源とはしてこなかったところです。
- 今般の後発医薬品の置き換え効果の精算分600億円についても、後発医薬品の使用促進が進んでいない現状を是正するために実施するものであり、後発品の使用促進と同様、診療報酬の改定財源とはしていないところであります。
- このように、平成22年度の診療報酬の改定率については、従来と同様の考え方で計算しているところであり、その率は、これまでの説明のとおり、診療報酬本体の改定で+1.55%、薬価等の改定で△1.36%、合計で+0.19%であります。
- なお、報道にあった当省の幹部が、診療報酬の改定率に関して、報道にあったような打ち合わせを行った事実はありません。